

多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業プロポーザル募集要領

1 目的

多賀城市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号表示機の設置等に係る費用の縮減を図ると共に来庁者への行政情報等の提供を行うため、多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業（以下「本事業」という。）の協定の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的として必要な事項を定めるもの

2 事業概要

(1) 事業名

多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業

(2) 事業内容

別紙「多賀城市広告付き番号案内表示機設置運用事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和4年3月1日から令和7年2月28日まで

ただし、本市と受託者間で合意したときは、期間を延長することができる。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 多賀城市の入札参加資格の承認を得ていること。
- (2) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、もしくは、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に未納がない者であること。

(6) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）に定める暴力団及び暴力団員等に該当しない者であること。

(7) 過去3年度以内（平成30年4月1日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似業務の実績があること。

5 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査をし、要件を満たした者について、選定委員会による審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、優先契約候補者1者を選定する。公募から事業者決定までの実施手順は、次のとおりである

内 容	日 程
公告	令和 3年 9月24日（金）
質問書受付期限	令和 3年10月 1日（金）
質問書回答日	令和 3年10月 6日（水）
参加申込書等の提出期限	令和 3年10月 8日（金）
参加資格確認結果通知	令和 3年10月14日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 3年10月27日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和 3年11月 5日（金）
審査結果の通知	令和 3年11月12日（金）
協定の締結	令和 3年11月中（予定）

6 参加申込書の提出

(1) 申込受付期間

令和3年9月24日（金）から令和3年10月8日（金）まで

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1）	1部
イ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類	各1部
ウ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）	1部
エ 法人の登記簿謄本	1部
オ 法人の概要がわかるパンフレット等の参考資料	1部
カ 類似業務の履行実績証明書類（任意様式）	1部

※イ、エに関しては、3か月以内に発行されたものであり、写しでも可とする。

(3) 受付場所

「13 問合せ先」に記載のとおり

(4) 申込方法

上記(3)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

(5) 参加資格要件の審査

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

審査結果は、令和3年10月14日（木）までに応募者全員宛て書面で通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年9月24日（金）から令和3年10月1日（金）まで

(2) 提出書類及び受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

(3) 受付場所

「13 問合せ先」に記載のとおり

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和3年10月6日（水）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和3年10月14日（木）から同月27日（水）まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式4） 7部

イ 企画提案書（任意様式） 7部

※企画提案書については、別紙「多賀城市広告付き番号案内表示機設置企画提案書作成要領」を基に作成すること。

(3) 提出場所

「13 問合せ先」に記載のとおり

(4) 申込方法

上記(3)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

9 受託候補者の選定

(1) 審査方法

選定委員会が提出された提案書等とのプレゼンテーション内容を評価基準に基づき審査する。

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として選定する。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

(2) 選定委員会による審査

ア 日時及び会場

令和3年11月5日（金） 多賀城市役所3階 第1委員会室

なお、審査会における順番及び各参加者の開始時間は、本市で調整するものとし、参加者宛てに別途連絡する。

イ 出席者

企画提案者1者につき、本事業の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 説明時間

1事業者当たり30分程度（説明20分、質疑応答10分）

(4) 準備物

プロジェクター等を使用して説明する場合は、スクリーン及びプロジェクターは本市が準備しますが、パソコンの準備及び操作は事業者が行ってください。

(5) 審査結果

審査結果は、令和3年11月12日までに参加者全てに書面で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

10 協定に関する事項

受託候補者と市が協議し、事業委託に係る仕様書を確定させたうえで協定を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで協定を締結することを可とする。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

(3) 提出された書類は、無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 募集要領等に違反すると認められた場合
- キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりとする。

- ア 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- イ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ウ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式5）を提出すること。
- エ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

13 問合せ先（担当課）

多賀城市市民経済部市民課市民係

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所1階

電話 022-368-1141 （内線142）

FAX 022-368-1067

E-mail simin@city.tagajo.miyagi.jp